

■育児・介護休業法改正案、参院厚労委で全会一致可決

- ・両立支援制度の強化と柔軟な働き方の実現を目指す厚生労働省が提出した育児・介護休業法と次世代育成支援対策推進法の改正案について、参議院厚生労働委員会は5月23日、全会一致で可決した。併せて11項目の付帯決議も採択された。

▶改正案の主な内容

- ・介護離職の防止：仕事と介護の両立支援制度を強化し、労働者への個別周知・意向確認を事業主に義務付ける。
- ・柔軟な働き方の実現：子どもの年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための必要な措置を拡充する。

▶政府への要請

- ・付帯決議では、以下の点について政府に包括的支援を検討するよう要請している。
 - △障害児・医療的ケア児を持つ親のケアと仕事の両立支援
 - △医療・介護・福祉の職場の両立支援における配置基準の柔軟運用

▶意義と今後の展望

- ・この改正案の可決により、介護離職を防止し、育児や介護を行う労働者が安心して働ける環境づくりが進むことが期待される。特に、障害児や医療的ケア児を持つ親への支援や、医療・介護・福祉の職場での両立支援策が強化されることで、働きながら育児・介護を行う人々の負担軽減が図られる。
- ・参議院厚生労働委員会は、今後も両立支援制度の充実と柔軟な働き方の推進に向けた取り組みを進めていく方針。

※詳細は下記の資料をご参照ください。

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律案の概要」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001222652.pdf>